

告示

埼玉県告示第二百十八号

生活保護法（昭和二十五年法律第四十四号）第五十四条の二第一項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成六年法律第三十号。以下「中国残留邦人等支援法」という。）第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第一項の規定による指定介護機関（同条第二項及び中国残留邦人等支援法第十四条第四項においてその例によるものとされた生活保護法第五十四条の二第二項の規定により同条第一項の指定を受けたものとみなされた介護機関を含む。）から、次のとおり変更の届出があった。

令和七年三月二十八日

埼玉県知事 大野 元裕

名称		変更事項		変更前	変更後	サービスの種類
心乃美整形外科内 科		ふくしのまち秩父				
事業者名	事業所名	事業所所在地	事業所名			
富澤整形外科・内科	富澤整形外科・内科	秩父市阿保町二一七	福祉の街 秩父営業所			
心乃美整形外科内科	心乃美整形外科内科	秩父市野坂町一〇一三K'Sノサカ一階	ふくしのまち 秩父			
居宅療養管理指導 介護予防居宅療養管理指導		訪問介護 訪問入浴介護 介護予防訪問入浴介護				